

1 押印が不要となる申請書等

健康保険法施行規則の一部改正に伴い、次の申請書等については、被保険者、事業主、社会保険労務士及び医師等の押印は不要になります。

(1) 適用関係

被保険者資格取得届
被保険者資格喪失届
被保険者報酬月額算定基礎届
被保険者報酬月額変更届
被保険者賞与支払届
被保険者氏名変更届
電子媒体届書総括表 など

(2) 給付関係

移送費支給申請書
傷病手当金支給申請書
出産手当金支給申請書
特定疾病療養受領証交付申請書 など

2 申請書等の様式

押印が不要となる申請書等の新様式ができましたら、当健康保険組合のホームページに順次掲載いたしますので、ご確認ください。

なお、旧様式の申請書等は引き続きご使用いただけますが、㊟の記載があっても押印は不要です。

3 独自様式による申請書等の取扱い

健康保険法施行規則の一部改正に係る様式のほか、当健康保険組合の独自様式による申請書等につきましても、原則として被保険者、事業主、社会保険労務士の押印を不要といたします。

4 押印のある申請書等の取扱い

押印廃止は、事務の簡素化・効率化を図るための制度改正となりますので、押印のある申請書等を提出していただいても差し支えありません。

5 健康保険組合からの問い合わせ等について

押印廃止にあたり、適正な事務処理を行うため、被保険者等や健康保険事務担当者の方に内容の確認等を行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

6 引き続き押印が必要な申請書等

当健康保険組合を通じて他の機関や第三者へ提出する申請書等への押印
療養費支給申請書に添付する書類への証明者の押印
受領委任方式による柔道整復療養費申請書への施術者の押印
各種補助金請求書の証明欄及び添付書類への証明者の押印
各種証明欄への市区町村長の押印 など